



4川人委調第213号

令和4年6月8日

川崎市議会

議長 橋本 勝 様

川崎市人事委員会

委員長 魚津 利 興



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和4年6月6日付け4川議議第197号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第61号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給期間に退職の日後に開始した事業の実施期間を算入しないこととすること等を行うとするものであり、異議はありません。